

知らず知らず!! 年金制度も変革

あきらめていたあなたも年金がもらえるかも!?

2017年
10月から
支給スタート!

- 受給資格期間が25年から10年に!
- 年金保険料をほとんど払っていないからとあきらめていませんか?
- あきらめないで、年金記録のチェックを!
- 年金は自分で申請しないともらえません!!

2017年8月施行の制度改正により、受給資格期間(年金をもらうために最低限必要な保険料支払い期間)が25年から10年に大幅短縮! それにともない、多くの在日同胞に年金受給のチャンスが! 年金事務所もしっかり教えてくれない「カラ期間」をつかおうと、さらにチャンスは大きくなります! 新たな対象者には、2017年10月(9月分)から年金の支給がスタートします!

「カラ期間」って何?

20歳~60歳の間で、その当時、国籍要件で制度的に年金加入できなかった期間や、会社員の配偶者や学生だった期間など、加入が任意だった期間は、保険料を納めていなくても年金をもらうための条件である受給資格期間(現在25年)に算入できる期間として扱われます。これを合算対象期間=カラ期間といいます。特に、多くの在日同胞高齢者に関する国籍要件のカラ期間は、1962年1月1日以前生まれの特別永住者・永住者の在日同胞であれば、生年月日により最小1か月~最大20年9か月が適用されます!

ただし、カラ期間は年金額には反映されません。カラ期間だけで10年あったとしても、年金受給者になることはできません(最低1か月は保険料を納付しているか免除申請をしている必要があります)。

主な「カラ期間」

すべて本人が20歳以上~60歳未満の期間で、

- ①特別永住者・永住者の1961年4月~1981年12月の期間
- ②厚生年金/旧共済年金加入者の配偶者の1961年4月~1986年3月の期間
- ③日本の大学・短大等の学生であった1982年1月(※)~1991年3月の期間

※特別永住者・永住者の場合。日本籍者の場合は1961年4月~1991年3月の期間



実際にこんなケースが! ~あなたも年金をもらえるかも!??~

「カラ期間」を使ってあとから年金を取り戻したケース

1948年1月3日生まれ(特別永住者)※2017年現在69歳
1968年1月2日 20歳到達 ※法律上、誕生日前日が到達日
1986年4月~会社員、厚生年金(2号)加入 11年勤務
→ カラ期間(14年)+厚生年金(11年)≥25年

⇒今すぐ請求し、さかのぼって年金を受給できます!



金さん(69)「11年しか払ってなかったのであきらめていたけど... なな、なんと! もらえるなんて!」



年金記録を掘り起こし、制度改正で年金受給者になるケース

1950年1月25日生まれ(特別永住者)※2017年現在67歳
1970年1月24日 20歳到達 ※法律上、誕生日前日が到達日
2015年 年金記録調査、パートの5か月の年金加入記録発掘
★1985年4月~厚生年金(2号)加入 5か月
→ カラ期間(12年)+厚生年金(5か月)≥10年

⇒受給資格期間が10年になると年金受給対象者に!



李さん(67)「保険料を払った記憶もないし絶対無理と思っただけど、言われて年金記録を調べてみたら...びっくり!」

